事業報告並びに収入支出決算書

平成25年度

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

会長　川﨑喜正

目次

会員・三浦市民の皆様へ・・・・・・・・２
事業報告・・・・・・・・・・・・・・・３
平成２５年度　会費納入表・・・・・・３１
寄付金品納入明細書・・・・・・・・・３２
平成２５年度決算書・・・・・・・・・３３
財産目録・・・・・・・・・・・・・・５４
未収金明細書・・・・・・・・・・・・５５
未払い金明細書・・・・・・・・・・・５６
預り金明細書・・・・・・・・・・・・５７
立替金明細書・・・・・・・・・・・・５８
固定資産管理台帳・・・・・・・・・・５９
監査報告・・・・・・・・・・・・・・６１

収入	340, 273. 788円
支出	314, 633, 733円

会員・三浦市民の皆様へ

会員の皆様、さらに広く三浦市民の皆様には、平素格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年度当協議会では、５つの重点目標を掲げて、その取り組みを推し進めてきたわけでございますが、そのどれをとってみても一朝一夕でこなせるものはございませんでした。それだけ高い到達目標を掲げたということでもあります。

当然、目に見えて進捗した活動領域もあれば、諸種の事情により停滞を余儀なくされた活動もあるでしょう。しかし、それとて、その歩みが遅いだけで、前進していないわけではございません。山積する難題に果敢に挑み、時にその壁に跳ね返されることがあったとしても、一時たりとも諦観に支配されることなく、課題解決にむけた挑戦を続けているからです。

私は、こうした職員が育ちつつあることを事あるごとに実感しております。そういった意味において、職員個々のスキルアップに関する取り組みは成果を上げていると言っていいでしょう。

年代的な偏りを解消すべく、若い職員の雇用も計画的に実践しております。若い“力”がカンフル剤となって、斬新なアイディアが事業・活動として具現化していることがその証です。

人口減少に歯止めがかからず、2040 年には消滅の可能性すら指摘される三浦市にあって、当協議会では、今後とも“チャレンジ精神”を忘れずに地域社会が抱える生活問題の解決に尽力したい考えです。それが引いては、三浦市民の安心感に繋がり、この三浦で“子どもを産み育てよう”という機運の高まりに寄与すると信じるからでございます。“地域福祉”という視点から魅力ある“三浦市づくり”に出来うる限り協力し、持続可能な“三浦市”を未来に託すことは当協議会にとっても、重要な使命の一つだと言えるでしょう。

以上、甚だ簡単ではございますが、法人を代表しご挨拶を申しあげます。

平成２６年５月
会長　川　﨑　喜　正

重点目標

1　調査研究事業の充実（第３次三浦市地域福祉活動計画の策定）

現在、局内プロジェクトを中心に第3次三浦市地域福祉活動計画の策定に勤しんでいる。これまで以上に地域住民の“声”を丁寧に吸い上げ、これを計画に反映させたいと担当者は意欲的だ。木目細やかな団体ヒアリングや住民懇談会の開催は、その行為そのものが“コミュニティオーガニゼイション”の実践でもある。その基本的なプロセスは①地域における福祉課題、ニーズの把握と顕在化②住民の組織化と課題解決に向けた共同計画や対策の策定③計画や対策の実施④実施結果の評価とモニタリング（必要に応じて再計画）の 4 段階。今、本会では②の段階にある。これら一連のプロセスの管理は、住民参加による「三浦市民生活向上会議」が担っている（7ﾍﾟｼﾞ参照）。他にも、会費問題プロジェクトを組織し、本会の会員制度のあり方について再検証した。

2　第２次三浦市ボランティア活動推進計画の推進

第2次三浦市ボランティア活動推進計画に基づいて、ボランティア・市民活動の支援を実践した（「支援」といっても、持つ者が持たざる者に一方的に施すといった関係性ではなく、“協働”体制の構築という意味合いに近似する。）。中でも助成事業の仕組みは大きく様変わりをしている。慣例主義を撤廃し、真摯にボランティア・市民活動に取り組む団体に貴重な財源を配分できるようにしたからだ。従来の助成の仕組みに慣れ親しんだ団体の一部からは、苦情を頂戴する格好となってしまったが、逼迫する財政状況を鑑みると、これまでのように“一律”に配分するわけにはいかない。継続してアカウンタビリティを果たすことが求められる。

3　三浦市高齢者ふれあいセンターの利活用計画の策定

行革の一環で一時は存続が危ぶまれた「三浦市高齢者ふれあいセンター」であったが、委託料の大幅な減額はあったものの、廃館の危機は免れた。本会では、広く市民から、その利活用に関するアイディアを募集するなどしたが、一応杞憂に終わった格好である。今後とも必要に応じて諸種の政策提言ができるよう準備だけはしておきたい。

4　権利擁護システムの充実

本会では、日常生活自立支援事業や法人後見事業といった権利擁護事業を実践する一方で、介護保険事業に代表される実質的なサービスもおこなっていることから、利益相反となる可能性が否定できない法人運営状況にある。法人後見事業に関しては、代表理事を別に置くなどして分限しているものの、利益相反の危険性を抱える事業は少なくない。そこで、苦情処理委員会など第三者による適正化委員会を設けるなどして、権利擁護システムの充実に傾注した。なお、三浦市に障害福祉担当部局に「虐待防止センター」が設置されたことは大きな前進と考えるが、その運用には関係機関・団体の関与が不可欠となることから、更なる協働体制の確立にむけて尽力したい。

5　職員個々のスキルアップ

平成 25 年度は、本会の顧問弁護士を講師に、役職員研修として「生活困窮者自立支援法案」に関する勉強会を開催した。また、アドバイザリー・スタッフとともに毎月事例検討会を開催し、相談援助技術の向上を意図した取り組みを進めている。この他にも、法人外での研修にも積極的に参加させ、技術や業務遂行能力に関するトレーニングを実践した。但し、OFF-JT に関しては、復命のあり方に課題を感じている。個々の職員が体得したであろう知識なり技量が、法人全体に還元されたとは言い難い状況にあるからだ。職員会などを通じて、個々の職員が得たスキルを法人全体で共有する仕組みを構築したい。

一般会計　１　法人運営事業

■役員会等運営事業

理事会の様子（平成２６年５月２９日）

理事の合議体である理事会において法人の経営方針を立て、事業計画や予算などの重要な案件を決定しました。また、評議員会において、三浦市社会福祉協議会の公共性に鑑み、適正なる事業運営を図るための審議をおこない、これを議決しました。なお、監事会の開催によって、理事の業務執行状況及び法人の財産の状況について監査しています。

【実　績】

①正副常務理事会議	２回
②理事会	５回
③評議員会	３回
④監事会	２回

【決算額】

1,123,841 円

【課　題】

三浦市社会福祉協議会は、社会福祉法第１０９条に位置付けられた組織です。

同法によると、市町村社会福祉協議会は、その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする - とあります。この法律に従って、本会においても理事会・評議員会を構成しているわけですが、オール社協で地域福祉を推進するためにも、役職員に対する研鑽の機会を計画的に設ける必要があるでしょう。

■会員増強運動

会員の証しとして、加入者に配布される会員之章（門標）。経費節減などを理由に簡易なシール型とした。人口の減少により世帯数も下降傾向にある。これに比例し毎年会員も減少している。

三浦市社会福祉協議会では、市民の皆様に社会福祉協議会の会員となっていただき、同時に会費を納めていただく会員会費制を敷いています。これは、社会福祉協議会の社団的な性格を裏づけるものとして必置とされています。今年度の会費は当初予算を大きく下回り、低調な結果に終わってしまいました。こうした状況を鑑み、「会費問題プロジェクト委員会」の答申書に沿った活動を実践する予定です。

【実　績】

①一般会費	4，863，５００円
②賛助会費	439，０００円

【決算額】

159,175 円

【課　題】

会費が、地域福祉の貴重な財源となっていることを広く市民の皆様にご理解いただかなければならないわけですが、現状は理想と乖離する状態が続いています。こうした状況を打開するため、有識者による「会費問題プロジェクト」を組織し、会員制度の適正性について諮問しました。果たして、その答申書が完成したわけですが、この答申書に沿った改革を断行できるか否かが、時代に相応しい「会員制度」を構築するカギとなることでしょう。

■事務局運営事業

職員会の場面

組織運営の根幹を担う事務局の運営費は、三浦市からの補助金、介護報酬などの事業費によって賄いました。事務局員は、総勢７（うち１名が労務職員。２名が非常勤でした）名。市民の生活問題の解決をめざし、地域福祉の推進を柱に、ボランティアセンターや共同募金の支会運営もおこなっています。

【実　績】

三浦市に対し政策提言をおこなったり、また制度化されていないサービスを試行するなど地域福祉の推進に関する調査・研究に傾注しました。また、三浦市民生活向上会議の実質的な事務局を担い、後述の「第３次地域福祉活動計画」を策定しています。介護保険・自立支援関連事業を除く大半の事業を事務局員が担っています。

【決算額】

6,861,327 円

【課　題】

事務局職員の人件費の大半は、三浦市からの補助金で賄われています。

社会福祉協議会は、他の福祉施設・機関とは大きく異なり、非限定的な援助を想定しているといわれています。社会福祉法第１０９条に列挙されたその役割も「厳密な活動領域や事業範囲を設けるべきではない」「制限列挙にならないよう配慮した」とされているように、社会福祉協議会活動の無限性・柔軟性を担保したものとなっています。多様な住民の生活問題に柔軟に対応して、問題解決を図るのが社協の使命だというわけです。三浦市社会福祉協議会でも、眠ることのない住民「ニーズ」と日々格闘しているわけですが、限られた職員数でその全てのニーズを解消することは困難となっているのが現状です。

■三浦市総合福祉センター運営事業

三浦市総合福祉センターの外観

三浦市社会福祉協議会が自己所有する「三浦市総合福祉センター」は、地域福祉の総合拠点として、市民の皆様から親しまれています。収益事業の収益は、全てこのセンター運営事業に充当されました。センターには、ボランティア・市民活動を促進するために、パソコンや印刷機などを置き、大小会議室もご用意しています。

【実　績】

貸館延べ利用者数　７，０１８人
印刷機利用者（団体）数４４団体延べ 173 回

【決算額】

10,221,464 円

【課題】

年々利用者が増加しています。
光熱水費などのランニングコストや会館の老朽化に伴う補修工事などに毎年多額の費用を投じているわけですが、それでも、市内の公共施設が行革の関係で廃館となっていく中、唯一無料で、しかも、３６５日利用できる「施設」として親しまれている現状を鑑み、今後とも市民開放を続けていかなければならないと考えています。

もとより、会館の利用料を今後とも「無料」として据え置くのか否かについては議論を要します。

ともあれ、三浦市社会福祉協議会のランドマークでもあるこのセンターに、一般市民が訪れることによって、地域福祉に対する理解が深まるような工夫を凝らす必要があります。そこで、今年度は、福祉ポスター、作文、アイディア介護用品の展示やセンターを終日開放するフェスティバルを計画しています。

■苦情処理委員会

苦情処理委員会の様子

三浦市社会福祉協議会では「苦情処理委員会」を設け、弁護士らとともに寄せられた苦情等をもとに、原因を分析、再発防止に努めています。苦情処理委員は、惣田毅氏（元行政職員、元民生委員）、関本和臣氏（関本法律事務所・弁護士）、山崎ひろ子氏（元民生委員）の３氏です。

【実　績】

苦情を単に苦情として捉えるのではなく、サービスを向上するための「貴重な意見」として業務に生かすことができました。また、各委員からの貴重な助言は、日々の業務に生かされ、結果的にどの苦情も大きな苦情には発展しませんでした。

第１回
日時　平成 25 年 10 月 22 日(木）13 時 30 分
会場　三浦市総合福祉センター
苦情件数 41 件

第２回
日時　平成 26 年３月 26 日（水）14 時～
会場　三浦市総合福祉センター
苦情総数　34 件

【決算額】

64,000 円

【課　題】

職員個々の力量や受け止め方によって、それを「苦情」として捉えられないケースや職員間で引継や連絡を行うことで未然に防げるケースも多いものも見受けられました。今後、職員研修等を通じて、職員の個々の能力を底上げする必要に迫られています。

■顧問弁護士委託事業

狩倉博之顧問弁護士

「事業型社協」として介護保険事業等にも取り組んでいる本会にあって、サービスの提供は「契約行為」に基づくものとなりました。当然、法的トラブルも想定されます。そこで、狩倉総合法律事務所の狩倉博之弁護士と顧問契約を締結し、コンプライアンスの徹底を図りました。

【実　績】

まずは、法人の「法務部」としての役割を担っていただいていることが、補助執行部（事務局）の「安心感」に繋がっています。平成２５年度も労基法上の問題で数多くの相談を持ちかけました。また、顧問弁護士からのアドバイスによって、相手業者の提示した契約書の問題点について指摘を受けるなど、契約締結交渉を有利に進めることができたことも大きな成果といえるでしょう。

社会福祉協議会の場合、一般の社会福祉法人とは異なり、当該地域の実情に応じて活動領域が多岐にわたることから、当該弁護士が法人内部の実情に通じていないと適切なアドバイスを受けることができません。その点、顧問弁護士は継続的に法人の業務に法的側面から関与することになるので、法人に対する知識も自然と蓄積されていきます。今では、狩倉弁護士と職員との間で、強い信頼関係が構築されています。

【決算額】

509,000 円（再）

【課題】

顧問弁護士の配置によって個々の職員のコンプライアンスに対する意識を高めていかなければならないと考えます。コンプライアンスに対する意識とは、行為にあたって、問題を発見し、何をすべきかを認識し、それを行動に結びつけることです。そのためには社会福祉協議会の社会的責任に対する理解とそれを果たしていくことに意義があるという意識改革が望まれます。

2　調査研究事業

■三浦市民生活向上会議

活動評価促進部会・ボランティア活動推進部会を合同開催

住民主体の地域福祉活動を推進するために「三浦市地域福祉活動計画」の進捗状況の管理や地域福祉の推進を目途とした活動を実践しました。本会議をより効果的に推進するため、「活動評価促進部会」、「福祉のまちづくり検討部会」、「ボランティア活動推進部会」の３つの部会を設けています。２５年度は、三浦市地域福祉活動計画の改定作業を中心に活動をおこないました。

【実　績】

■活動評価促進部会（委員７名）
５回開催（４月２５日（合同開催）・８月８日・11 月 26 日・２月 21 日・３月 28 日）
▼社協職員が中心となり、第３次地域福祉活動計画（以下「本計画」とする）策定に向けて活動してきました▼市内の市民活動団体を対象に、三浦市で活動上の困りごとについて伺う「団体ヒアリング」を 22 団体に実施しました▼市民を対象に、団体ヒアリングで得た困りごとの情報を共有し、解決策を考える「住民懇談会」を 20 ヶ所で実施し、併せて三浦市社協について説明をしました▼団体ヒアリングと住民懇談会から得た情報の共有と、解決策を考えるために「社協職員全体会」を３回開催しました。参加職員 83 名
■ボランティア活動推進部会（委員７名）
４回開催（４月 25 日（合同開催）・８月 20 日・12 月 16 日・２月 10 日）
▼４月「第２次ボランティア活動推進計画」を策定しました▼７月より始めた「市民活動助成事業」の審査会を実施しました。
■会報…13 回発行

【決算額】

182,945 円

【市民の声】

・住民懇談会において～三浦市社協について知らなかった。今後もこのような機会を設けて欲しい。
・活動評価促進部会員意見～団体ヒアリング・住民懇談会で得た意見は宝の山。今後どのように活かしていくかが重要である

3　広報啓発事業

■社協みうらの発行

今年度より、社協みうらをリニューアルしました。三浦市の福祉を支える人々の「笑顔」でいっぱいになるよう、写真をたくさん使った紙面づくりを心がけました。

【実　績】

紙媒体による情報発信として「社協みうら（広報誌）」を年６回発行（1 回発行枚数 18,500 枚）しました。奇数月に発行し、地域のさまざまな社会福祉活動を紹介。ウェブサイト（三浦市社会福祉協議会公式ホームページ）では、バックナンバーもご覧いただけるようにしています。また、ボランティア・サークル「ひばりの会」による最新号の音訳もお聴きいただけます。

なお、戸々の家庭への配布には、三浦市区長会の多大なるご尽力がありました。

表紙には、三浦市の地域福祉を支える市民の写真とインタビューを掲載。取材に力点をおいた紙面構成を心掛け、「お知らせ」的な広報誌にならないよう留意しました。なお、「社協みうら」に掲載した記事はいわゆるダイジェストで、その全長版はウェブサイトに掲載するようにしています。そこには取材時の動画もアップし、より臨場感をもって「社協みうら」の記事が体感できるように工夫も凝らされています。

三浦市における紙媒体の情報の普及率の高さと、インターネットにおける情報量の多さ・若い人にも見てもらえるというそれぞれの利点を生かし、連動した情報発信を心がけました。

【決算額】

903,780 円

【市民の声・課題】

・写真の上に白抜きの文字が書いてあると見づらい。
・表紙になって頂いた方から。色々な人から「見たよ」「いい写真だね」と声を掛けられた。

■ホームページのリニューアル

三浦市社会福祉協議会公式ホームページのトップページ。

昨年度リニューアルしたホームページを引き続き運営し、インターネット社会に適切に対応するとともに、即時性の高いニュースの提供に努めました。

【実　績】

1 月あたりの平均訪問者数：約 3,921 人
・1 月あたりの平均ユニーク訪問者数：約 2,982 人
・H25 年度 Youtube 再生回数：27,871 回（総再生回数：46,555 回）
・約 800 本の動画を公開している。
・新事業立ち上げに伴い、新たなページを開きました。

▼居宅介護支援事業所「アンド」
・三浦市社協の広報活動が評価され、全国社会福祉協議会「広報力強化セミナー（7 月 17 日）」において事例発表をしました。
・全国社会福祉協議会「ボランティア情報 12 月号」において、「三浦市社協のホームページを活用した実践事例」が紹介されました。
・全ての部署からブログのページを更新し、各事業のタイムリーな情報掲載に努めています。

【決算額】

903,780 円（再）

【実績・利用者の声】

・広報力強化セミナーにおいて他の社協職員より。各職員の裁量に任せ、柔軟な情報発信体制ができている。

４　地域福祉推進事業

（１）地域福祉活動事業

■無縁仏供養

吉田ひでお三浦市長もご焼香されました。

三浦市仏教会のご奉仕を賜り、三浦市営火葬場において、無縁仏の法要を執り行っています。この法要は、毎年春秋の彼岸に無縁仏供養塔に眠る御霊に対して法要を執りおこなうものです。

【実　績】

三浦市内で発見された身元不明の遺骨を無縁供養塔に納骨しています。三浦市仏教会のご奉仕により彼岸の時期に供養しました。

また今年度は、身元が２件判明しご遺族に遺骨をお返ししました。

秋の彼岸法要

日　時：平成 25 年９月 11 日（水）
場　所：三浦市火葬場
参列者：１２名　三浦市仏教会　４名

春の彼岸法要

日　時：平成 26年３月２５日（火）
場　所：三浦市火葬場
参列者：職員２名

遺骨の受け渡し

平成 25 年７月　７日　１件
平成 26 年３月31日　１件

【決算額】

40,076 円

【課　題】

初代会長が三浦市社会福祉協議会と三浦市区長会の会長を兼務していた関係で、本会で毎年彼岸の時期に法要をおこなってきましたが、果たしてこれが「社会福祉事業」なのかという疑問は残ります。

ともあれ、三方を海に囲まれた地勢から無縁仏を供養せざるを得ない状況や歴史的背景を理解しつつも、今後ともこの業務を本会が実施することによって「地域福祉の推進」に寄与するのか否かも含めて再検証する必要がありそうです。

■社会福祉功労者表彰

表彰式の様子

本会表彰規程に基づき社会福祉に功労のあった者及び社会福祉活動に協力援助した者の表彰をおこないました。併せて新年祝賀会を開催しました。

【実　績】

日　時　平成 26 年１月 10 日（金）18 時～
場　所　マホロバマインズ　ロイヤルサロン大和
参加者　１４７名

多年にわたり本市の社会福祉の推進にご尽力された方々のご功績に顕彰し、感謝の意を表すとともに、福祉関係者とともに新たな一年のスタートと親睦を深めることができました。

【決算額】

256,791 円

【市民の声・課題】

【市民の声】
▼1 年に 1 回皆さんと顔合わせできることを楽しみにしている。
▼表彰などで今までの活動が評価されることは嬉しいことである。

【課題】
社会福祉功労者表彰と新年祝賀会を同時におこなうことについては、定着した感があり、関係者にも受け入れられていますが、年々参加者が増加し、それだけの人員を収容できる会場の確保に苦慮しています。

■皆で海に親しむ会

海水浴の様子

市内在住の知的障害児・者等を対象に「海」での野外活動を通じて、社会参加の機会とする毎夏恒例のイベント。バーベキューや海水浴を満喫する楽しい一日をご提供しました。

【実　績】

日　時　　平成 25 年８月１日(木)
場　所　　荒井浜海岸（海上亭）
参加者　　67 名（職員・ボランティア含む）
（神奈川県心身障害児童福祉基金財団助成事業）
毎夏恒例の行事として一定の評価を得ています。利用者家族からの評判も上々で、毎回欠かさずに参加している利用者も少なくありません。海に囲まれた環境にありながら、その実「海」と接する機会の少ない障害者の皆さんにとって、自然豊かな三浦の良さを再認識する機会になっていることでしょう。本事業は、当該利用者だけでなく、そのご家族も対象としていることから、やはり同様の感想を抱かれているに違いありません。

【決算額】

144,028 円

【利用者の声・課題】

【利用者家族の声】
家族だけで「海」などの野外レジャーを楽しむことは難しかった。今後もこのような活動機会が増えるとよいと思う。
【課題】
例年参加者が増えています。安全確保のため、ADHD（注意欠如・多動性障害）の症状がある利用者には、マンツーマンの対応が求められることから、職員総出での対応をよこ余儀なくされるようになりました。なお、毎年使用している海岸付近の桟橋が撤去されたことにより、平成 25 年度は、モーターボートの乗船ができませんでしたが、来年度は再開したい考えです。
また、通年で余暇支援のあり方を検討していく必要がありそうです。

■みうら子育て応援事業

潮風アリーナを貸し切って子供の遊び場を提供。

あそびの広場「きらきらキッズ」と銘打って、三浦市総合体育館を主会場に、親子が一緒に、かつ自由に遊び回る機会を提供しています。

【実　績】

日時：毎月　第四木曜日（年 12 回開催）
会場：三浦市総合体育館（潮風アリーナ）
参加者：子ども 97 名大人 76 名　合計 173 名
（神奈川県心身障害児童福祉基金財団助成事業）
親子が一緒に、かつ自由に遊ぶ場所を提供することによって、母親間の交流機会を創出しています。また、支援の必要な親子、子の早期発見に努め、これを各関係機関につなぐ支援をおこないました。
この事業は、平成 16 年から開催しており「遊びの広場」として定着しています。また、リピーターが多いことも特徴です。

【決算額】

64,865 円

【市民の声・課題】

【利用者家族の声】
▼大きな声を出しても迷惑のかからない場所で遊べるのはいいことだ。
▼広い場所なので安心して遊ばせることができる。
▼他に自由に遊ばせる場所がない。
【課題】
平成 24 年度をもって、市内児童会館が廃館となりました。歴史的使命を終えたとのことですが、需要が皆無というわけではありません。高齢者のみならず、子育てサロンの必要性についても再検討の必要があります。

■みうらなつのお泊まり会

お泊り会初日は、シーボニアのプールへ。

障害児の夏休み期間中の宿泊体験事業です。保護者の元を離れ、非日常的な生活体験を通して、障害児自身の新たな能力の発見、自立心や社会性を養うことを目的に開催しています。

【実　績】

日　時：平成２５年７月26日～7月27日
　　１泊２日
会　場：三浦市総合福祉センター
参加者：当事者１３名　職員１５名
（神奈川県心身障害児童福祉基金財団助成事業）
前回は「ふれあいの村」を利用しましたが、今回は当該児童も慣れ親しんだ三浦市総合福祉センターを利用しての宿泊体験となりました。事前に保護者を交え入念に調整をしていたことから、特に問題行動に結びつくこともなく２日間を過ごすことができました。想像以上に自立している児童もおり、今後の支援のあり方を見直す機会ともなりました。

【決算額】

95,429円

【保護者の声・課題】

【保護者の声】
▼初めて、親元を離れての宿泊体験だったのでどうなるか心配だった。何事もなく参加できたことが嬉しい。
▼本人が居ない間、他の兄弟との時間をとることができた。
【課題】
投薬等の管理が必要な児童もいるので、看護職員の参加は必須となります。また、夜間、子どもたちが安心して寝ることができるよう、ゾーニングなど個別対応の必要性も痛感しました。今後は、障害の種別に関係なくこれを受け入れられるよう体制を整備する必要があります。

（２）援護事業

■交通遺児援護事業

平成 16 年度自動車事故対策機構 交通遺児友の会絵画コンテスト最優秀作品

この事業は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会に設置されている「かながわ交通遺児援護基金」を財源とし、交通遺児や遺児世帯のほか、関係団体への継続的な援助、激励を行っています。本会は、三浦市内在住の方の問い合わせ及び支給手続きを行う窓口となります。

(1)激励金

小学校に入学するとき　　50,000 円
中学校に入学するとき　　50,000 円
中学校を卒業するとき　　50,000 円
高等学校を卒業するとき　50,000 円

(2)見舞金

100,000 円（交通事故などによる 20 歳未満の遺児がいる世帯）

(3)活動育成費

交通遺児世帯を会員とする団体並びに交通遺児などの援助、激励などを目的とする団体の活動に対し、この基金の運営委員会が必要と認めた範囲内で援助、助成します。

(4)交通遺児親子交流会事業

関係機関との共催により、市内交通遺児並びに家族間の交流会を実施しています。

【実　績】

高等学校卒業激励金 100,000 円　２件

【決算額】

100,000 円

【利用者の声】

【利用者の声】
▼まだまだお金がかかるので、こういった支援があるとありがたい。（当事者の母親）

■行路人援護事業

市内を浮浪する金銭を所持しない住所不定者に運賃等を交付しています。

市内を浮浪する金銭を所持しない住所不定者に運賃等を交付します。

援護の支援基準は…

（１）交通費は８００円を限度とする。
（２）食費は空腹を満たすに必要な３５０円を限度とする。
（３）治療費は５，０００円を限度とする。

…となっています。

【実　績】

移動用費用として２件　1,380 円
食事代として　　１件　　500 円

【決算額】

1,880 円

【市民の声・課題】

浮浪者支給する交付金については、減少傾向にあります。

※災害緊急援護事業は未執行に終わりました。この間、数件の火災も発生していることから事業の周知が課題となります。

（３）相談事業

■法律相談事業

高度処遇を有する法律相談に、本会の顧問弁護士が、総合福祉センターにおいて応じました。

本会の顧問弁護士によって、借地借家、損害賠償請求、契約書、会社関係、労働、家事（相続・遺言、離婚など）、債権 回収（貸金、売掛金など）、多重債務、建築問題（欠陥マンションなど）、消費者被害、セクハラ・ＤＶ、成年後見、刑事など幅広い法律相談に応じています。

【実　績】

毎月第４金曜日に実施
平成２５年度実績は通算 12 回
相談件数：44 件

法人の顧問弁護士でもある狩倉総合法律事務所の狩倉博之弁護士による無料法律相談を月に１回開催しました。相談の内容も相続、離婚、事故・不動産トラブルと多岐にわたっています。

平成２４年度より市役所の法律相談回数が減ったこともあり、相談希望者に対して相談に応じられないこともありました。

【決算額】

509,000 円

【利用者の声】

【利用者の声】
▼身近な専門相談機関として役に立った。
▼担当する弁護士の丁寧な対応がよかった。
【課題】

法律相談に対する需要は年々高まっているように感じます。社会の複雑化や流動化、市民の権利意識の向上などによって、地域における紛争や高度処遇を要する相談機関への需要が高まっているのでしょう。介護保険や消費者契約法・金融商品販売法などの制定によって、行政機関による事前統制から司法機関による事後審査へと社会システムが様変わりした今、ますます紛争の増加に伴う解決機構の整備が重要になると考えられます。

■住宅改造相談事業

浴槽に手摺などを取り付けた簡易改造例

高齢者・障害者の身体機能に応じた住環境の整備を目的に、１ 級建築士による住宅改造相談をおこないました。また、その際、介護保険による住宅改修費支給及び三浦市における重度障害者住宅設備改良費助成事業等の制度説明もおこなっています。

【実　績】

相談件数　　５件
訪問件数　１５件

相談利用者の身体機能に応じて、手摺りの設置、段差の解消等、また、改造費等の助成等のアドバイスも実施しました。

【決算額】

39,000 円

【利用者の声】

【利用者の声】
▼手摺を自分にあった高さに取り付けられたので、立ち上がりがスムーズになり助かった▼改造費に対し、助成制度があることを知らなかった。アドバイスしてもらってよかった。
【課題】

介護保険法は、民間事業者であっても社会福祉法人であってもイコールフッティングです。住宅改造の領域においても、民間事業者の参入は目覚ましく、粗製乱造が懸念されます。中には、改造に失敗し有効活用に繋がっていないケースもあるとのこと。とはいえ、民間事業者のフットワークは軽く、月１回の相談ではいかにも即応性に欠き、せっかく一級建築士を配置しているにも関わらず、制度の有効活用を果たせない可能性があります。

（４）年末たすけあい配分事業

■年末たすけあい運動事業

1947（昭和 22）年の第 1 回の共同募金運動。11 月 25 日から 1 ヶ月間展開されました。

共同募金（社会福祉法第 113 条に定義される第 1 種社会福祉事業）事業に協力してくれる三浦市区長会と三浦市民生委員児童委員協議会に活動事務費を支給させていただきました。

【実　績】

三浦市区長会 30,000 円
三浦市各区　227,300 円
三浦市民生委員児童委員協議会 15,000 円

三浦市社会福祉協議会では、共同募金会の事務局を担い、募金活動のお手伝いをしています。三浦市民の皆様からの浄財は、一旦神奈川県共同募金会に集められ、後に三浦市でもその配分を受けて地域福祉の推進のために役立てられています。

【決算額】

272,300 円

【共同募金の歴史】

1947（昭和 22）年、第 1 回の共同募金運動が全国的に展開されました。第 1 回の配分は、児童保護や育児事業などに重点がおかれ、民間の社会福祉施設や同胞援護会などの福祉団体や、生活に困っている人たちの支援に生かされました。その背景には、戦禍による打撃がありました。戦前 6700 余あった民間の社会福祉施設は、戦災などで 3000 余に減少し、施設の運営は、物価の高騰などで苦しんでいたのです。このため、戦前の建物や旧兵舎のバラックなどで間に合わせた施設は、その後どうしても修理や改築が必要になり、共同募金は、これらの施設の整備などの復旧に大きな役割を果たしました。

ちなみに、第１回共同募金総額は５億 9000 万円（当時）労働者の平均賃金が 1950 円、郵便はがきが 50 銭、お豆腐が１丁１円、理髪料は 10 円の時代で、１人あたりの平均寄付額は８円でした。 募金総額は、現在の貨幣価値に換算すると、約 1200 億円～1500 億円にのぼると言われています。（中央共同募金会 HP より）

■年末たすけあい援護事業

紙オムツの支給によって経済的介護負担の軽減に努めています。

三浦市内在住の寝たきり高齢者、障害者を対象に、紙オムツの購入費用を助成することによって、当該介護者等の負担軽減を図っています。

【実　績】

平成 25 年支給利用者　122 名（対象者 135 名）

昨年度までの金券支給を変更し、紙オムツの購入費用を助成することにしました。さらに対象者を今までの寝たきり高齢者に加え、日常的に紙オムツを利用する障害児・者へと拡大しました。助成額は１万円。

【決算額】

1,202,400 円

【市民の声・課題】

前年の金券支給での問題点（一部薬局に支払額が集中、近隣に薬局がなく引き換えができないなど）は、社協が選定した委託業者に対象者が直接注文し、宅配される形としたことで改善することができました。

【課題】

・助成の申請があり対象者となったのは 135 名でしたが、実際の利用者は 122 名にとどまっており、注文に至らなかった理由の分析が必要です。
・有料老人ホーム入居者への対応や住民票は三浦市にありながらも介護の都合で他市に居住している対象者への対応には検討を要します。
・現物視認ではなく、通販方式のパンフレットによる注文のため、サイズが合わないなどの理由により交換希望がありました。
・紙オムツ以外の介護製品（おしりふき等）に対する要望もありました。

5　助成事業

■市民活動団体助成事業

7月9日　説明会

ボランティア活動団体・福祉当事者団体・サロン事業活動等への助成を「市民活動団体助成事業」として、事業の一本化を行いました。

【実　績】

・大きな変更点は、「やりたいこと」ができたときに申請ができるよう、年間を通じて申請を受け入れるようになりました。また、公正かつ透明性のある配分をするために、市民（三浦市民生活向上会議ボランティア活動推進部会員）による審査会を開催しています。（8月20日・12月16日・2月10日の3回）
・7月9日に「市民活動助成事業」説明会を実施しました（27団体参加）。

助成配分状況

・こだま会 26,260円
・みなみ手話サークル 30,000円
・横須賀三浦地区ふれあい広場運営委員会　10,000円
・高齢者ふれあい広場運営協議会 10,000円
・スポーツクラブささなみ 23,014円

※イベント当日中止のため、11,986　円返金あり。当初の交付額は35000円

・三浦市聴覚障害者協会 50,000円
・三浦市手話サークルともしび会 62,360円
・三浦市地域婦人団体連絡協議会 23,300円

【決算額】

234,934円

【利用者の声・課題】

年度途中（7月）からの新事業体制への移行に伴い、「新しい申請用紙の書き方が分からない」「活動実施日に申請が間に合わない」などの苦情を頂きました。26年度も引き続き、当事業を定着させるべく、説明会の開催や、対面で申請書類の書き方のアドバイスをおこないたいと思います。

■ボランティア連絡協議会助成事業

チャリティポロシャツ・まぐろカツの売上10万円と「神奈川県共同募金会に寄付しました。

三浦市内で活動するボランティア団体・個人で組織された三浦市ボランティア連絡協議会に活動費の一部を助成しました。

【実　績】

三浦市ボランティア連絡協議会は「明るく、楽しく、無理せず」をモットーに掲げ活動してきました。また、活動の幅を広げ、従来やってきた「自己研鑽」的な活動にとどまらず、ボラ協として「社会貢献」をする、ということも心がけて活動しています。

現在、加盟団体・個人は15。

▼ボラ協情報（会報）の発行（年3回）
▼新年親睦会の開催
▼親睦研修会の開催
▼「市民まつり」への参加
・チャリティポロシャツ販売
・就労継続支援B型事業所どんまいと協力し、まぐろカツの販売

【決算額】

180,000円

【利用者の声・課題】

平成25年度は、被災地支援を目的に社会貢献活動をしました。平成26年度は、三浦市における貢献活動を行っていきたいと思います。

６　ボランティア活動推進事業

（１）ボランティアセンター運営事業

■ボランティアセンター運営事業

三浦市聴覚障害者協会による、聴覚障害者とのコミュニケーションの取り方の授業です。

三浦市社会福祉協議会の地域福祉課において三浦市ボランティアセンターの運営をおこないました。

【実　績】

ボランティアの需給調整、相談、活動助成、各種講習会の開催、福祉教育への協力、寄付金品の受配業務等を行うボランティアセンターを運営しました。

●ボランティア個人登録者数：79 名
●ボランティア関連相談件数：19 件
●福祉教育（物品貸出・授業実施・講師調整）：
・相談件数：7 件
・物品貸出：5 件（高齢者擬似体験セット・視覚障害者議事体験セット等）
・福祉教育：1 件①10 月 31 日上宮田 4 年生 53 名
●講師調整：5 件
●車いす貸出件数：26 件

【決算額】

469,773 円

【利用者の声・課題】

・「ボランティアをしてみたい」とご相談いただいた方が、高齢者デイサービスでのボランティア活動に繋がりました。その後お話を伺ったところ、「毎週行っています。とても充実しています。」とのご返答をいただきました。
・第２次ボランティア活動推進計画（４月発行）には、「市民活動を活性化するために、ボランティアセンターがなすべきこと」を定めています。この計画に基づく実践を行っていきます。また、三浦市民生活向上会議ボランティア活動推進部会において、計画のふりかえり・評価を行い、時勢に合った活動を行っていきたいと思います。

（２）ボランティア活動促進事業

■ガイドヘルパー養成研修事業

KCN の協力を得て実施した「ガイドヘルパー養成研修」

神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱に基づき移動支援事業の従業者（ガイドヘルパー）となり得る者の養成研修事業を実施しました。

【実　績】

平成 22 年度から実施している児童デイサービス（放課後等児童デイサービス）の運営を通して把握した、障害児の外出（余暇）支援を望む保護者の切実なニーズを確認しました。

日　時：平成 25 年７月 21 日から８月 31 日
　　講座２日　実習１日　計３日
受講者：16 名

【決算額】

123,660 円

【利用者の声・課題】

当該児童が様々なサービスを利用して、住みなれた地域社会の中で安心感をもって生活できるよう環境を整備することは、三浦市社会福祉協議会の活動目標でもあります。本事業も、障害児者の外出支援や、通学の支援を望む声に後押しされて、それを担う人材の育成を目的に実施しました。その背景には、人材不足もさることながら、三浦市の厳しい財政状況があります。隣市の横須賀市のように通学支援に関して市単事業として“横出しサービス”を設けることができないからです。

当該者に提供される個々のサービスの質を高め、必要なだけのサービス量を確保することは、公の責任として果たされるべき事柄ですが、三浦市社会福祉協議会としても、サービス供給基盤の整備を図るべく、支援者の育成といった行為を通じてこれに寄与したい考えです。本研修事業に関しては「日曜日の講座だったので受講しやすかった」とする好意的な感想の一方で、それが実際のボランティア活動には繋がらなかったーという課題を抱えることになりました。

■指定寄付金配分事業

深瀬さまより、車いすのご寄付を頂きました。

三浦市ボランティアセンターに寄せられた寄付金を寄付者の意思に基づいて適正に配分しました。

【実　績】

寄 付 件 数：26 件
寄付合計額：447,633 円
寄 付 物 品：
・おもちゃ、本、ぬいぐるみ、寝具、体育館履き、車いす３台、ベッド柵、おねしょパッド、エアマット、おむつカバー、車いす座布団、浴用車椅子１台
・干し芋 11 キロ、野菜（どんまい弁当事業に配分）
・革・革細工の金具（つくしクラブに配分）

【決算額】

100,000 円

【課題】

まだまだ日本では定着していない“寄付の文化”をこの三浦市で創造していきたいと考えています。それでは、魅力的な寄付行為とはどういうものなのでしょう。今よりも多くの方に「地域福祉のために使って欲しい」と思ってもらえるよう、寄付の存在の周知と、「何に使われたか」「どのように役立ったか」の情報を発信していくことが求められると考えます。

■わいわいキャベツっ子

夏休み期間中の障害児の余暇支援策として、三浦市在住の高校生を中心としたボランティアと日中支援活動をおこないました。また、こうしたふれあいの機会を障害児の理解の促進に役立てたいと考えました。

【実　績】

開催日：平成 25 年 8 月 25 日（日）総合福祉センター3 階多目的ホール
参加者：児童 9 名（市内支援級、養護学校在籍）
ボランティア 15 名
（神奈川県心身障害児童福祉基金財団助成事業）

【決算額】

0 円

【参加者などの声・課題】

【参加者などの声】
▼楽しい。また来年も参加したい（高校生ボランティア）
▼子どもが懐いてくれて嬉しかった（高校生ボランティア）
▼障害をもつ子どもにとって、顔見知りのお兄さんお姉さんが増えることは、住みやすい地域の構築に繋がる。（養護学校教諭）
【課題】
地域のボランティアが中心となって実行委員会を組織、行事を企画、これに高校生ボランティアを招き入れる格好で実施される事業ですが、今後は、当該高校生が企画の段階から参加できるような仕組みを作っていきたいと考えています。

7　資金貸付事業

■生活福祉資金貸付事業

←生活福祉資金の啓発用パンフレット。

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

三浦市社会福祉協議会では、神奈川県社会福祉協議会を実施主体として、その窓口業務を担いました（受託事業）。また、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援をおこないます。

【実　績】

年金の加入期間不足のために受給できない当該者に対し貸付を行い保険料を追納し年金が受給できるようになりました。

平成 25 年度貸付件数　２件

また、貸付業務に係る民生委員活動への実費弁償費を民生委員児童委員協議会に支給しました。

【決算額】

1,101,654 円

【課題】

低所得者の生活支援事業として期待されていますが、貸付条件は厳しく、実際貸付に至るケースはそう多くありません（貸付の可否は、神奈川県社会福祉協議会が担います）。

また、返済が滞っている債務者への督促のあり方も検討していかなければなりません。

生活福祉資金の貸し付けについては、民生委員の償還指導が必須とされていますが、中には制度に対する理解が浸透していないのか、協力を得られない地域もあります。事実、「貸付に携わったのは前任者なのだから、償還指導には関わりたくない」とおっしゃる方もいらっしゃいます。

■小口生活資金貸付事業

償還が滞り原資も底を突き始めた「小口生活資金」

小口生活福祉貸付事業は、かつて三浦市が、社会福祉事業の一環として営業していた公益質屋（２０００年６月に公益質屋法自体が廃止）事業を引き継いだもので、原資も同様に三浦市が用立てたものです。

【実　績】

生活資金が一時的に不足した世帯に対し、生活費のつなぎ資金として貸付をおこないました。

平成 25 年度貸付件数　１件　50,000 円

【決算額】

50,000 円

【課題】

かつては貸付要件も緩やかだったのですが、それが原因で償還が滞り、一部は不納欠損処理をせざるを得ない状況にまで陥りました。

今年度は、返済が滞り人に対し督促状の送付を行い完済者 ２ 名　返済再開が ４ 名いましたが、居所不明などにより連絡が取れない人が１２名となっています。

8　基金運営事業

■老人福祉振興基金運用事業

基金は国債の購入によって運用されている。

加藤熊吉初代会長と吉田実顧問が私財を投じて原資を造成した「老人福祉振興基金」の運用に努めました。

【実　績】

老人福祉振興基金の運用にあたっては、基金の設立趣旨に鑑み、銀行への定期預金ないし 国債といった安全、確実かつ有利な方法によってなされてきました。

現在、三浦市社会福祉協議会では、基金の大半を国債にあてています。国債の種別は、固定利付国債で、半年ごとに一定の利子が支払われ、償還時に額面金額が払い戻されるというものです。

平成２５年度は総計 68 万円強の利子を得ています。

【決算額】

681,727 円

【課題】

超低金利時代が続く中、三浦市社会福祉協議会では国債の購入という運用方法を選択しました。

運用益は全額、基金に積み立てられ原資の造成にあてています。

日本の国債の特徴は、国内における需要が非常に高いということにあります。このため、金利は、高い需要を背景に低く抑えられる傾向にあります。現在のところ 1～2%で推移しており、これは他の国の国債の金利と比較してみても非常に低いのが現状です。

とはいえ、外国債の購入によって法人に多大な損失を与えた社会福祉協議会もあることから、これを教訓に「日本国債」の購入という、現段階における最も有利かつ安全な方法を継続したい考えです。

９　福祉サービス利用援助事業

■日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業契約締結審査会の様子。

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。神奈川県社会福祉協議会から受託して実施しています。

【実　績】

契約件数１１件
専門員の訪問回数　１７５回
サービス提供回数　１９８回
審査会開催回数４回

【決算額】

4,122,698 円

【課題】

日常生活自立支援事業の場合、利用者の意思能力が確保されていることが前提となることから、その判定には幾許かの課題を抱えることになります（この事業の利用対象者は、判断能力がグレイゾーンの方となります）。

また、経年により、利用者の判断能力にも衰えが目立つ中、成年後見制度の普及（利用促進）なども奏功し、これに“つながり”サービスを終了するケースも増加しています。

結果、本事業の利用者が減少傾向にあることが当面の課題となるでしょう。

１０　地域福祉推進モデル事業

■地域福祉推進モデル事業

今年度新たに「革工芸」の活動を始めたつくしクラブ。

先駆的な市民活動をモデル指定し、財政面からその活動を支援します。平成 25 年度は 2 か所を指定しています。

【実　績】

■NPO 法人スローハンド（ぶらい庵）

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護事業を実施する NPO 法人スローハンドの取り組み（空き店舗の活用と地域密着型の小規模デイサービスの実践）を支援し、新たな社会資源の創出につなげました。指定は、今年度限りで終了。

開所日数　302 日
延べ利用者数　1,328 人
一日平均利用者数　4.39 人

■つくしクラブ

知的に障害を持つ子どもたちの親が中心となり、障害児と社会の関わりを深め、子どもたちの地域参加の機会づくりを行うために発足した団体ですが、構成員の年齢が上がってきたため、新たに革工芸活動を始めました。また、当該団体に所属していない市民も参加する「おたのしみ会」を、南下浦市民センターにて３回開催しました。ゲームや出し物などを行いました。

【決算額】

2,120,000 円

【課題・利用者の声】

「NPO 法人スローハンド（ぶらい庵）」

経済的支援は平成 25 年度をもって終了しますが、設備など物理的な支援は概ね完了したと考えています。残る課題は、NPO 法人の自律的な運営ということになるでしょう。

「つくしクラブ」田川会長の言葉

平成 26 年度は、革工芸品の販売を考えています。「障害者が作ったものだから、こんなものか」と思って買ってもらうのではなく、「魅力があるから」買ってもらえる製品づくりを目指します。

11　三浦市受託事業

■高齢者ふれあいセンター指定管理事業

三浦市から指定管理している三浦市高齢者ふれあいセンターの外観。

三浦市高齢者ふれあいセンターでは、市内在住の６０歳以上の自立した高齢者を対象に、高齢者同士の交流や健康増進を目的に「ふれあいサロン」を開催しています。地方自治法に基づく、三浦市からの指定管理事業。

【実　績】

参加者実人数　　２７５人
参加者延人数　５，０１６人
ボランティア　　１９３人

高齢者の心身と健康の保持、生きがいづくり、介護予防を目的に手芸や創作活動等の約６０種類のメニューを実施しました。

【決算額】

7,612,287 円

【利用者の声・課題】

【利用者の声】
▼センターの利用は、私の生きがいになっている。）▼これから、ふれあいセンターがどうなるのか不安だ▼今のように皆が集まれる場所が確保できるだろうか。▼メニューを通じていろいろな趣味を楽しむようになった。
【課題】
同センターに関しては、既存の機能を生かし自立した運営が求められます。老朽化した施設の改修費や運営費の問題が課題となっています。

■地域福祉センター指定管理事業

三浦市から指定を受けて管理している三浦市地域福祉センターの外観。

地方自治法に基づき三浦市地域福祉センターを指定管理しました。

【実　績】

施設長１名を配置し、施設の維持管理・施設内利用団体の調整・近隣住民との協調強化・防火管理・危険物取扱管理等を実施しました。また、利用者と近隣住民との“ふれあい”を目的に「三浦市地域福祉センター祭り」を平成 25 年 10 月 27 日に開催し、約 200 名参加がありました。なお、地域におけるボランティア活動の場としても重要な役割を担っています。

開設日数：　304 日
延利用者数：15,565 名
1 日平均：51．２名

平成４年の開設以来、地域福祉の重要な様々な相談の場となっています。地域包括支援センターも併設していることからも、各関係機関とも連携を取りつつ、きめ細やかな情報の提供や、各種支援を実施しています。

【決算額】

0 円

【利用者の声・課題】

【利用者の声】
▼建物が老朽化している。
▼駐車場が少ない。
▼ボランティアができる場として貴重です。
【課題】
指定管理といっても、十分な管理費が出ているわけではありません。施設の補修にも相当な費用がかかることでしょう。10 年先を見据えた施設運営方針が求められます。

■地域包括支援センター受託事業

三浦市からの受託により、公正・中立な立場から（1）総合相談支援 （2）虐待の早期発見・防止などの権利擁護 （3）包括的・継続的ケアマネジメント支援 （4）介護予防ケアマネジメントという４つの機能を担う地域の中核機関、地域包括支援センター事業を実施しました。

【実　績】

予防プラン作成１，６６９件
委託件数　１３９件
権利擁護相談件数　１０件
総合相談件数　２７２件
研修会等の開催　7回（関係機関対象、市民対象）
ふれあいサロン　２４回

・平成２５年度は「関係機関との連携強化」をテーマに掲げ、市内に２か所ある地域包括支援センターが連携を密にし、共催で関係事業所への研修を実施しました。また、サービス事業者への後方支援や民生委員との連携に向けた取り組みを強化しました。
・サロン事業は従来の月１回から２回の開催に増やし、筋トレ・脳トレ・健康講話等のメニューを中心に定期開催しました。
・家族介護者教室として「男の料理教室」を２回開催しました。好評を得たことにより、次年度は開催回数を増やしていく考えです。
・行政との連絡会の中で、地域課題抽出し、三浦市の現状を確認し目標を定め、それをもとに第１回三浦市地域ケア連携会議を開催しました。今後は困難事例を通して、地域ケア会議を開催し、それらを集約して、第２回地域ケア連携会議を開催していく予定である。

【決算額】

21,532,823 円

【課題】

・今後、要支援制度の廃止に伴う新たな社会資源の開発や、自助・互助・共助のカを高められる地域づくりが求められます。
・地域包括支援センターの根幹を成すのは“総合相談力”に他なりません。この総合相談力を発揮するためには、これに従事する個々の職員のスキルアップが不可欠です。特に「権利擁護」に関する対応に脆弱性が確認されていることから、この分野の研修を充実させる必要があります。

12　老人デイサービス運営事業

■老人デイサービス運営事業

老人デイサービスの様子

在宅の要介護高齢者に本人の生活支援や家族の介護負担の軽減を図ることが目的に、入浴・リハビリ・レクリエーション・食事提供・介護相談等の支援・介護を日帰りでおこないました。

【実　績】

開設日数 304 日
述べ利用者数　7,713 人
1 日平均利用者数　25.4 人

介護保険法による通所介護事業として、指定管理を受けている三浦市地域福祉センターにおいて、居宅介護の必要な高齢者にデイサービスを提供しました。

利用者の日常生活の状況や希望を取り入れた通所介護計画を作成し、個々のニーズに応じたサービスを提供しました。また、サービスの利用によって、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図っています。

【決算額】

60,023,431 円

【利用者の声・課題】

【利用者の声】
▼今まで行ったお風呂の中で、ここが一番大きくて、気持ちが良かった。
▼始めは緊張したけど、職員も優しいし、顔なじみの方もできたので利用が楽しみだ。
▼常勤の理学療法士による機能訓練ができ、以前に比べ足の運びが良くなった。
【課題】
集団体操やレクリエーションにもマンネリ化を避けるための工夫を要します。

13　居宅介護等事業

■身体障害者等デイサービス運営事業

身体障害者等デイサービス運営事業の様子

身体障害者手帳をお持ちの方が利用でき、創作活動やレクリエーション、年数回の社会適応訓練や身体状況に応じた入浴等のサービスを提供しています。また、理学療法士による機能訓練もおこないました。

【実　績】

開設日数：３０６日
延利用者数：3,338 名
1 日平均：10.91 名

【決算額】

27,735,726 円

【利用者の声・課題】

【利用者の声】
▼職員の皆さんが、いつも明るく声をかけてくれるので、デイサービスに行くのが楽しみだ。
▼リハビリが奏功し、体の調子がいい。
▼歩行が困難。家まで車で迎えに来てもらえるので助かる。
【課題】
依然としてリハビリに対するニーズは高いです。平成 25 年度は、年度途中で理学療法士が体調を崩したため、一時的に機能訓練に対するニーズに応えられずにいましたが、なんとか人材確保にも成功し、この領域のサービスの充実が見込めるようになりました。

１４　小規模多機能型居宅介護事業

■小規模多機能型居宅介護事業

介護保険法に基づき、「通い」を中心として、本人の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供し、住み慣れた地域・在宅での暮らしの継続が出来るように支援しました。

【実　績】

開設日数　365 日
延べ登録利用者数　２６０名
通所延べ利用者数 2,７７５名
訪問介護延べ利用回数　1,４５９回
宿泊延べ利用回数　１５６回

平成２５年度の敬老会には、地域のフラダンスのグループ、クリスマス会には、初声保育園の子どもたちに慰問していただきました。また、その際には、グループホームの利用者にもご参加いただくなど、地域との交流機会を意図的に設けました。また、施設内サービスにとどまらず、四季折々の自然を感じとっていただけるよう、三浦海岸の花火大会を楽しんだり、外食後、みかん狩りにも出掛け、帰りにはふかしたお芋をご馳走になったり、１月には城ケ島へ水仙を見にも出掛けました。

【決算額】

38,314,761 円

【利用者の声・課題】

【利用者の声】
▼屋外のサービスが楽しい。特にみかん狩りが外食もあってよかったので、こういった機会を増やしてほしい。▼今年もクリスマス会で子どもたちが来てくれたのがうれしかった▼臨機応変に利用できるのでありがたい。
【課題】
▼利用者の高齢化に伴い、サービスのニーズが広がっていますが（例：宿泊や通所利用回数等）、それに伴う人材の確保、人員配置に苦慮しています。また、浴室給湯の老朽化や地域住民との交流の場づくりも課題となっています。

１５　児童デイサービス事業

■児童デイサービス事業

新規活動プログラムかっぽの様子

障害児が可能な限りその地域における生活が継続できることを目的に、日常生活における基本的動作の取得や集団生活に適応できるよう支援をおこないました。また様々な経験をすることによって成長の一助となるようプール遊びや遠足などの行事を開催しました。

【実　績】

平成２６年３月末日現在利用登録者数４１名。(幼稚園５名/小学生１５名/中学生１１名/高校生１０名/障害種別:知的３４名/身体：７名)。

14：00（もしくは学校終了時間）から 18：00 までサービスを提供しており利用時には三浦市内の学校、自宅への送迎もおこなっています。土曜日や夏休みなどの長期休暇中は９：00～15：00 でサービス提供をおこないました。
平成２５年度利用者総数 4,039 名
１日平均 13.8 名

余暇支援の場があることによって母親の就労が可能になったり、またレスパイトの時間ができ身体的及び精神的負担の軽減を図ることができました。両親が兄弟に関われる時間が増えたことも成果の一つでしょう。

【決算額】

21,427,451 円

【利用者の声・課題】

【利用者の声】
▼ＨＵＧくみを利用するようになってから自分でできることが増えてきた▼遠足など各種イベントがあり良い体験ができている（保護者の声）
【課題】
高校に進学する保護者より「スクールバスの利用ができなくなるので、横須賀市の学校まで迎えに行ってほしい」といった声が上がっています。運営面では、障害種別や年齢差により、同一の活動をおこなうことに困難性を感じるようになってきました。また、平成 25 年度より一日の利用人員を１５名から２０名に増やしたので、現在のデイルームのみで活動するには手狭になっています。

特別会計　１　障害福祉サービス事業

■就労継続支援Ｂ型事業

↑一日平均 80 食の弁当を“手づくり”でご提供しています。

↓月に一回、市役所本館にて出張販売活動を行っています。

↑弁当に使用する野菜の一部は無農薬で自家栽培しています。

「就労継続支援事業所」とは、一般企業への就職が困難な障害者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを供与することを目的としています。同事業所の形態には A、B 二種類あり、本会では、雇用契約を結ばず利用者が比較的自由に働ける“非雇用型（B 型）”で実施しました。

【実　績】

生産活動として宅配弁当調理をおこないました。下処理・主調理・盛付の３工程に分かれ、利用者の能力に応じた作業内容を分担し就労訓練に取り組んでいます。また、トイレ清掃業務委託を受け、１日２名の利用者と職員１名で作業をおこないました。その他、食材に使用する野菜を育てる農作業にも取り組んでいます。また、課外活動では、食事会や日帰り旅行など実施しました。平成 25 年からは、三浦市役所本館にておいて、月に一回出張販売を実施。市民まつりなどのイベントでも販売活動をおこないました。

平成２６年３月末日現在登録者数１２名（内訳：知的７名、精神５名）
平成２５年度利用者総数　１，８６４名
稼働日数　２４４日
１日平均７.６名

【決算額】

14,358,060 円

【課題】

【利用者の声】
▼メンバーと協力しながら作業に取り組めるので、通所するのが楽しくなった▼（課外活動について）家族とは出かけることが少ないので、楽しく参加できた▼イベント活動では、直接お客さんに販売するので、緊張するけど、全部売れた時にはすごく嬉しかったので、調理作業ももっと頑張ろうと思うようになった。
【課題】
能力に合わせた作業配分をおこなっているので、個々の利用者の自信には繋がってはいるようですが、その多くは他者との協同作業を不得手としており、協同作業の習得には苦慮しています。今後は、配達時間の重要性を常に促し、協力しあうことが、いかに効率的であるかを体感できるような支援システムを構築していきたい考えです。また、利用者の獲得も課題の一つとなっています。なお、三関係機関とのネットワークの構築や処遇困難事例について検討できる「場」がないことも大きな課題となっています。

2　収益事業

■三浦市総合福祉センター賃貸事業

自己所有の施設、三浦市総合福祉センターの一部を民間の事業者に賃貸しています。

自己所有の施設、三浦市総合福祉センターの一部を民間の介護保険事業者に賃貸し、その収益を全額地域福祉事業に還元する定款上の「収益事業」を実施しました。

【実　績】

【賃貸施設】
三浦市総合福祉センター２階全フロア
別棟Ａ（全館）
別棟Ｂ（全館）

グループホームの正面玄関

三浦市総合福祉センターの一部を賃貸しているわけですが、用途は介護保険事業のうち、グループホームを経営することに限って賃貸することになっています。
現在、ほぼ満床の状態で事業を経営している旨、当該事業者から報告を受けています。

【決算額】

6,600,000 円

【課題】

特定の事業者に長期に亘って賃貸することになりますので、介護保険法の順守や三浦市社会福祉協議会の活動に対する深い理解が求められるところですが、実際の経営にまでは関与することができませんので、それがどの程度実践されているのかを測ることはできない状況にあります。今後は、賃貸期間のみならず契約内容の見直しも含めて適正に賃貸できるよう、法務担当の顧問弁護士とも調整していきたい考えです。

3　法人後見事業

■法人後見事業

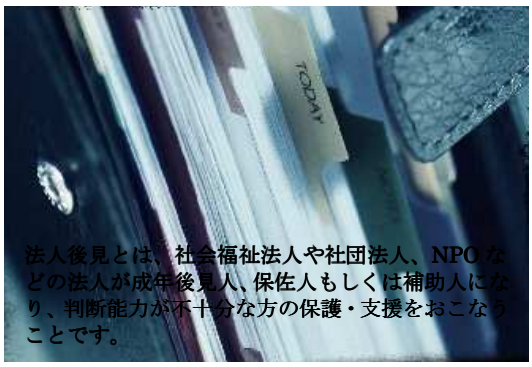
法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な方の保護・支援をおこなうことです。

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な当該者に代わって、法的な権限の伴う成年後見業務を三浦市社会福祉協議会が受任し、財産の管理や身上監護をおこなう法人後見事業をおこないました。

【実　績】

受任件数　２件
報酬付与申立　２件
被後見人死亡　終了２件
三浦市利用支援事業申請受領　１件

また、本事業に取り組んで間もないことから、綾瀬市障害児者在宅支援相談事業「ゆいまーる」の所長、田中晃氏（写真）をアドバイザリースタッフとして配置しました。

【決算額】

215,920 円

【課題】

成年後見制度と日常生活自立支援事業の関係性ということでいえば、本会では、日常生活自立支援事業の利用者の意思能力を中心に据えて、両制度を「支援を展開する業務の軽重」によって使い分けることにしています。したがって、判断能力が大きく低下した利用者においては、両制度が同時並行的に本人のサポートをおこなっていくことになりますが、三浦市のように需要が小さく生産性の低い町では、社会資源も限られ、法人後見事業も日常生活自立支援事業も同一法人、つまり、三浦市社会福祉協議会が担うことになります。両制度の相互補完関係を踏まえると、全てを同一事業者がおこなうことには異論もあるに違いありません。
また、既に判断能力を失った後見類型に相当する者の支援を日常生活自立支援事業だけでおこなっている現場実務の止むに止まれぬ状況は、早急に是正されなければならないと考えています。

■居宅介護事業

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員が心身状況や生活環境を伺い、ご本人様・ご家族様の希望に添ったケアプランを作成や、さまざまな介護サービスの連絡・調整をおこないました。

【実　績】

平成２６年３月末現在
登録利用者数　44 名
委託認定調査　　21 件

今年度より、新規開設事業として開設。ご利用者様の介護に関する“困りごと”と様々なサービスを結ぶ「安堵」の役割を担い、また、介護に関する様々な不安を解消し「ご安堵」頂くことを使命とし活動しました。

【決算額】

5,002,119 円

【課題】

【利用者の声】
▼納得のいく看取りができた。▼包括支援センターと同じ法人なので、介護度が変わっても混乱しなかった。
【課題】
担当するご利用者様の半数以上が、１人暮らしや高齢世帯となっており、介護サービスのみならず、包括支援センター等の関係機関、地域住民とのネットワークづくりが急務となっています。
また、安定的な需要・供給の確保のため、社協内の各種事業所との連携・ネットワークづくりにも引き続き努めていきたいと思います。

４ 実験的事業

本会では、予算規模こそ小さいものの、三浦市においては制度化されていないサービスを先駆的に提供する試みを続けています。

その一例が肢体不自由児の「入浴サービス」です。

現在、三浦市では３種の類型によって「入浴」という行為を支援しています。

三浦市における「入浴」系サービスの現状

事　業　名	利用要件	提供場所	１５歳未満の障害児の利用
重度身体障害者訪問入浴サービス	①１５歳以上　②月4回まで ③通所系サービスを利用していない 外出が困難な当該者	自宅	×
ホームヘルプサービス（＊）	身体介護支給決定を受けている者	自宅	○
訪問看護（＊）	医師の指示書が必要	自宅	○

＊自宅入浴の場合、シャワー浴に限定される可能性が高いことから、シャワー・チェアを要する。
＊重度障害者住宅設備改良費助成事業は、１回限り80万円を限度として利用可能。

そのうち、重度身体障害者訪問入浴サービスに関しては、15歳未満は対象とならないことから、障害児（15歳未満）を対象とした入浴支援は事実上、訪問系の２種のサービスに限定されるのが現状です。一方で、重度障害者住宅設備改良費事業の利用（普及）状況から、それ用に浴室設備の改修が進んでいるとは考えにくく、安全性を考慮するとシャワー浴によるサービスの施行に集約されるものと推察します。もちろん、乳幼児ならそれでもいいでしょう。しかしながら、「子どもの成長に伴って、困難さが増す自宅での『抱きかかえ』による入浴介護の危険性」を鑑みると、この領域のニーズが決して看過できないものであることがわかるはずです。対象児童の保護者が抱えるリスクをホームヘルパーや看護師に代替させるという手法にも諸手を挙げて賛成するわけにはいきません。

事　業　名	対　応　策		財　源
①　重度身体障害者訪問入浴サービス	浴室の状況及び対象児童の成長の度合いを勘案して年齢制限を緩和する。	規制緩和	市
②　ホームヘルプサービス	看護師とホームヘルパーがチームを組む（２名１組の同行訪問）ことによって、トランスファーに安全性を持たせる。	施策間相互の連携	報酬
③　訪問看護			報酬
④　肢体不自由児施設入浴サービス	既存の施設機能を活かして、看護師と介護士がチームになって、入浴を施行する。	新規	市 or 民間財源

そこで、障害児（15歳未満）の入浴につき、当該児童の身体的成長により、自宅での保護者（あるいはホームヘルパー）による安全な入浴が確保できない場合に限り、上表に基づく“入浴サービス”の試行を三浦市に提言しています。本会でも、この領域のニーズを解消すべく④の手法により、率先して実験的に当該児童に入浴サービスを施行しています。この実験的なサービスを利用する保護者からは、概ね好意的な評価を

いただいています。

	地区名	世帯数	会員数(世帯数)	口数	金額	前年度実績	差引増減	世帯数加入率	口数加入率
1	日の出	180	41	85 口	85,000 円	83,000 円	2,000 円	22.78%	47.22%
2	入船	90	17	17 口	17,000 円	20,000 円	-3,000 円	18.89%	18.89%
3	仲崎	121	38	82 口	82,000 円	83,000 円	-1,000 円	31.40%	67.77%
4	花菖	112	27	48 口	48,000 円	51,000 円	-3,000 円	24.11%	42.86%
5	海南	60	20	22 口	22,000 円	23,000 円	-1,000 円	33.33%	36.67%
6	上橋	47	19	62 口	62,000 円	68,000 円	-6,000 円	40.43%	131.91%
7	西野	60	32	68 口	68,000 円	68,000 円	0 円	53.33%	113.33%
8	宮城	105	43	43 口	43,000 円	34,000 円	9,000 円	40.95%	40.95%
9	西浜	41	25	32 口	32,000 円	30,000 円	2,000 円	60.98%	78.05%
10	白石	275	202	205 口	205,000 円	201,000 円	4,000 円	73.45%	74.55%
11	海外	314	96	129 口	129,000 円	103,000 円	26,000 円	30.57%	41.08%
12	尾上	111	45	45 口	45,000 円	37,000 円	8,000 円	40.54%	40.54%
13	東岡	710	84	180 口	180,000 円	190,000 円	-10,000 円	11.83%	25.35%
14	諏訪	168	3	3 口	3,000 円	3,000 円	0 円	1.79%	1.79%
15	向ヶ崎	300	197	197 口	197,000 円	188,500 円	8,500 円	65.67%	65.67%
16	田中	193	112	144 口	144,000 円	151,000 円	-7,000 円	58.03%	74.61%
17	通り矢	56	39	54 口	54,000 円	51,000 円	3,000 円	69.64%	96.43%
18	宮川	500	125	125 口	125,000 円	125,000 円	0 円	25.00%	25.00%
19	原	1,285	312	405 口	405,000 円	421,000 円	-16,000 円	24.28%	31.52%
20	金原	108	30	30 口	30,000 円	30,000 円	0 円	27.78%	27.78%
21	金原西	100	30	30 口	30,000 円	33,000 円	-3,000 円	30.00%	30.00%
22	諸磯	1,250	31	37 口	37,000 円	217,000 円	-180,000 円	2.48%	2.96%
23	小網代	1,004	341	346 口	345,500 円	373,000 円	-27,500 円	33.96%	34.46%
24	油壺若草	440	36	37 口	37,000 円	33,000 円	4,000 円	8.18%	8.41%
25	城ヶ島	193	162	162 口	162,000 円	158,000 円	4,000 円	83.94%	83.94%
三崎地区合計		**7,823**	**2,107**	**2,588 口**	**2,587,500 円**	**2,774,500 円**	**-187,000 円**	**26.93%**	**33.08%**

	地区名	世帯数	会員数(世帯数)	口数	金額	前年度実績	差引増減	世帯数加入率	口数加入率
1	上宮田第1	898	274	274 口	274,000 円	254,000 円	20,000 円	30.51%	30.51%
2	上宮田第2	910	266	314 口	314,000 円	302,000 円	12,000 円	29.23%	34.51%
3	上宮田第3	594	118	118 口	118,000 円	125,000 円	-7,000 円	19.87%	19.87%
4	上宮田第4	560	50	50 口	50,000 円	50,000 円	0 円	8.93%	8.93%
5	上宮田第5	465		口	円	30,000 円	-30,000 円	0.00%	0.00%
6	上宮田第6	180	28	30 口	30,000 円	17,000 円	13,000 円	15.56%	16.67%
7	上宮田第7	328	31	31 口	31,000 円	30,000 円	1,000 円	9.45%	9.45%
8	上宮田第8	100	30	30 口	30,000 円	30,000 円	0 円	30.00%	30.00%
9	菊名	538	450	450 口	450,000 円	442,000 円	8,000 円	83.64%	83.64%
10	金田	512	315	315 口	315,000 円	310,000 円	5,000 円	61.52%	61.52%
11	松輪	440	10	30 口	30,000 円	29,000 円	1,000 円	2.27%	6.82%
12	毘沙門	60	17	17 口	17,000 円	17,000 円	0 円	28.33%	28.33%
13	大乗	51	50	50 口	50,000 円	52,000 円	-2,000 円	98.04%	98.04%
南下浦地区合計		**5,636**	**1,639**	**1,709 口**	**1,709,000 円**	**1,688,000 円**	**21,000 円**	**29.08%**	**30.32%**

	地区名	世帯数	会員数(世帯数)	口数	金額	前年度実績	差引増減	世帯数加入率	口数加入率
1	引橋	205	9	9 口	9,000 円	17,000 円	-8,000 円	4.39%	4.39%
2	三戸谷戸上								
3	三戸北	159	50	50 口	50,000 円	50,000 円	0 円	31.45%	31.45%
4	三戸神田								
5	黒崎	181	90	90 口	90,000 円	9,000 円	81,000 円	49.72%	49.72%
6	下宮田神田	254	9	9 口	9,000 円	57,000 円	-48,000 円	3.54%	3.54%
7	入江	271	30	30 口	30,000 円	30,000 円	0 円	11.07%	11.07%
8	飯森	450	5	5 口	5,000 円	45,000 円	-40,000 円	1.11%	1.11%
9	飯森中	165	16	16 口	16,000 円	13,000 円	3,000 円	9.70%	9.70%
10	沓形	345	6	6 口	6,000 円	5,000 円	1,000 円	1.74%	1.74%
11	元屋敷	59	11	11 口	11,000 円	22,000 円	-11,000 円	18.64%	18.64%
12	和田の里	263	78	78 口	78,000 円	119,000 円	-41,000 円	29.66%	29.66%
13	矢作	115	47	47 口	47,000 円	0 円	47,000 円	40.87%	40.87%
14	赤羽根	360	74	75 口	75,000 円	65,000 円	10,000 円	20.56%	20.83%
15	竹の下	175	15	15 口	15,000 円	16,000 円	-1,000 円	8.57%	8.57%
16	高円坊東	53	42	42 口	42,000 円	42,000 円	0 円	79.25%	79.25%
17	高円坊西	125	42	42 口	42,000 円	61,000 円	-19,000 円	33.60%	33.60%
18	三崎口仲田	144	20	20 口	20,000 円	25,000 円	-5,000 円	13.89%	13.89%
初声地区合計		**3,324**	**544**	**545 口**	**545,000 円**	**576,000 円**	**-31,000 円**	**16.37%**	**16.40%**

地区名	世帯数	会員数(世帯数)	口数	金額	前年度実績	差引増減	世帯数加入率	口数加入率
一般会費合計	16,783	4,290	4,842 口	4,841,500 円	5,038,500 円	-197,000 円	25.56%	28.85%
賛助会費合計		41	425	439,000 円	263,600 円	175,400 円		
その他一般会費		13	22	22,000 円	257,000 円	-235,000 円		

平成25年度会費合計		**4,344**	**5,289 口**	**5,302,500 円**	**5,559,100 円**	**-256,600 円**		

自平成25年4月1日
至平成26年3月31日

（単位：円）

No	受領 年月日	寄付者	寄付の目的	寄付金額	備考
1	平成25年4月25日	長島美幸	社会福祉協議会事業のために	おもちゃ、本、ぬいぐるみ	
2	平成25年5月16日	中澤一江	社会福祉協議会事業のために	･5,000	
3	平成25年5月27日	高梨テイ	三浦市ボランティア連絡協議会のために	･100,000	三浦市ボランティア連絡協議会に配分(H25年10月17日)
4	平成25年5月27日	三浦藤沢信用金庫理事長平松廣司	社会福祉協議会事業のために	･64,062	
5	平成25年6月7日	天理教横須賀支部三浦地区代表鈴木寧夫	社会福祉協議会事業のために	･15,311	
6	平成25年6月19日	高橋清美	社会福祉協議会事業のために	寝具	
7	平成25年6月27日	匿名	社会福祉協議会事業のために	･3,614	
8	平成25年7月3日	匿名	社会福祉協議会事業のために	･2,200	
9	平成25年9月2日	匿名	社会福祉協議会事業のために	･2,200	
10	平成25年9月10日	柏倉茂	社会福祉協議会事業のために	･50,000	
11	平成25年10月7日	三浦ライオンズクラブ会長石渡吉治	社会福祉協議会事業のために	･83,940	
12	平成25年10月31日	匿名	社会福祉協議会事業のために	･2,200	
13	平成25年11月26日	中澤一江	社会福祉協議会事業のために	･5,000	
14	平成25年12月3日	天理教横須賀支部三浦地区代表鈴木寧夫	社会福祉協議会事業のために	･16,519	
15	平成25年12月11日	中澤一江	社会福祉協議会事業のために	干し芋11キロ	
16	平成25年12月18日	三浦市蘭友会　会長　重田裕充	社会福祉協議会事業のために	･29,440	
17	平成26年1月6日	楽囃会　直前会長　金子栄一	社会福祉協議会事業のために	･28,747	
18	平成26年1月17日	匿名	社会福祉協議会事業のために	体育館履き	
18	平成26年2月20日	深瀬加根	つくしクラブのために、社会福祉協議会事業のために	革・革細工の金具・車いす2台	革と革細工の金具はつくしクラブへ平成26年2月20日配分
19	平成26年2月20日	三崎まぐろラーメンズ	社会福祉協議会事業のために	･20,000	
20	平成26年2月26日	匿名	社会福祉協議会事業のために	･2,200	
21	平成26年3月11日	小磯　忠昭	社会福祉協議会事業のために	車いす１台	
22	平成26年3月11日	中澤一江	社会福祉協議会事業のために	･5,000	
23	平成26年3月12日	飯島定夫	どんまい弁当事業のために	野菜	
24	平成26年3月19日	深瀬加根	社会福祉協議会事業のために、つくしクラブのために	ベッド柵、おねしょパッド、エアマット、おむつカバー、車いす座布団、浴用車椅子、革	革はつくしクラブのために。3月26日配分
25	平成26年3月25日	匿名	社会福祉協議会事業のために	･2,200	
26	平成26年3月27日	佐藤和子	社会福祉協議会事業のために	･10,000	
合　　計				･447,633	